

あぐに



大運動会（記事は6頁）

12月の主な内容

- 総務課だより 2～4頁
- 民生課だより 5頁
- 経済課だより 5頁
- 教育委員会だより 6頁



■村の人口と世帯数（令和6年10月31日）

	西	浜	東	計	前月比
人口	男	88人	128人	147人	363人 1人減
	女	61人	89人	139人	289人 1人増
	計	149人	217人	286人	652人 増減無
世帯数	100世帯	146世帯	164世帯	410世帯	1世帯減

■ハブの捕獲数（令和6年10月31日時点）

令和6年度	平成29年度からの総数
171匹	676匹



玉城沖縄県知事へ表敬訪問

令和6年10月8日に、県庁を訪れ、玉城沖縄県知事・照屋副知事・池田副知事へ村長就任のご挨拶を行いました。



令和6年度 栗国村地震・津波避難訓練が行われました。

去る、令和6年11月5日（火）の10：00～11：00にて、栗国村全域地区と栗国幼小中学校による令和6年度栗国村地震・津波避難訓練が実施されました。

皆様が真剣に取り組んで頂いたおかげで、1人のケガもなく、無事に訓練を終える事が出来ました。

●全地区住民の避難訓練の様子



●栗国幼小中学校の避難訓練の様子



今後、定期的な避難訓練の開催を予定しておりますので、多くの村民の方のご参加をお待ちしております。

令和7年 粟国村新年会及び二十歳の集いのご案内

下記のとおり新年と新20歳の門出を祝う新年会・二十歳の集いを開催致します。
 なお、やむなく式典の中止や内容の変更を行う場合がありますので、あらかじめご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

日 時：令和7年1月11日(土) 場 所：離島振興総合センター
 午後2時～午後4時30分(受付：午後1時30分から)
 参加費：1,000円



政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) → 申請いただくことで資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
 便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
 こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証



※デジタル庁からの提供資料

沖縄県最低賃金

『 時間額 952円 』

— 令和6年10月9日から —

みんなで徹底しよう「三ない運動」

政治家の寄附は禁止(贈らない!)
政治家の寄附を求めない! 受け取らない!

政治家の寄附は禁止!
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止!

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会が多いシーズンです。

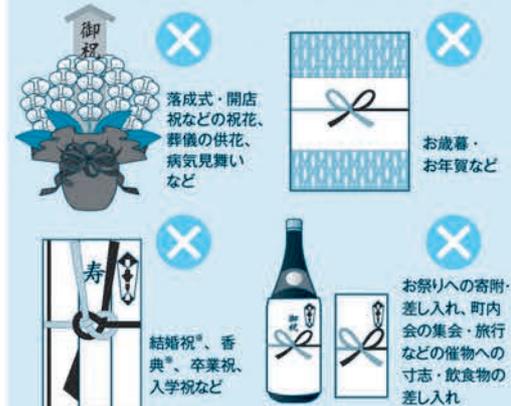
そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物をご贈りすることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

- **政治家の寄附の禁止**
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- **政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
政治家に対して寄附をしようとするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- **政治家の関係団体の寄附の禁止**
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
- **政治家の後援団体の寄附の禁止**
政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

- **政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止**
政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。
- **請負等の契約の当事者の寄附の禁止**
国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省
ホームページ

(なるほど! 選挙「寄附の禁止」)
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html
※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。



ネコの飼育の注意喚起

ネコをはじめ、ペットは私たちの生活に安らぎを与えてくれるかけがえのない存在になっています。しかし、最近、ネコの鳴き声やふん尿の被害、放し飼いについて、多くの苦情や相談が寄せられています。無責任な飼育、エサやりはやめましょう。

・完全室内飼育をしましょう

粟国村でも交通事故やネコ同士のけんか、感染症により亡くなるネコがいます。

また、糞尿や鳴き声、ゴミを漁り、他人の敷地に侵入することでご近所トラブルも発生しています。トラブル防止のためにも完全室内飼育に努めてください。

また、沖縄県で紹介しているネコを飼育する際のルールを下記に示しますので参考にしてください。

猫を飼うときのルール

①完全室内飼育をしましょう

- 外へ出かけている間、ご近所で庭を荒らしたり、排泄したり、ゴミをあさるなど、他人の迷惑になっているかも。
- 危険な目に遭っているかも。



②きちんと健康管理

- 病気になるためのワクチン注射
- ノミダニ対策
などが必要です。

外で猫にエサをあげている方へ

- 不妊去勢手術をしましょう。
- 決まった猫にだけ、決まった時間にだけあげましょう。
- 置きエサ禁止。食べ終わったら片付けて清掃しましょう。
- フンの掃除もしましょう。
- 近所の人たちの理解が必要です。

エサが
置きっぱなしだと
他の猫が
来ちゃうよ

出典：沖縄県環境部自然保護課

メス子牛の払い下げについて

みだしのことについて、下記の日程で村民牧場のメス子牛1頭の払い下げを行いますので、お知らせいたします。

規模拡大及び新規に畜産業を始めたい方の申込みをお願いいたします。

記

申込期間：令和6年12月2日(月)～令和6年12月11日(水)

払い下げ頭数：月齢5ヶ月

払い下げ価格：10万円

払い下げ期日：令和6年12月25日(水)

問合わせ先

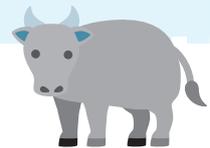
粟国村役場経済課

畜産担当

098-988-2258

※ 払い下げには、いくつかの条件がありますので、上記まで問い合わせ下さい。

※ 応募多数の場合は、新規農家を優先しますので、ご了承下さい。



栗国 幼・小中学校大運動会開催

栗国幼・小中学校の「大運動会」が10月6日（日）に開催されました。一生懸命走ったり、リズム・ダンス演技など練習の成果を発揮していました。園児・児童・生徒の熱気で、多くの村民に元気を与えてくれました。中学3年生の皆さんにとっては、栗国での最後の運動会、とても思い出となる一日になったことでしょう。



ハロウィン

11月6日（水）栗国幼稚園・保育所合同「ハロウィン仮装行列」が行われました。

電業所・役場・教育委員会・駐在所・JA・郵便局・診療所・老人ホームを訪問しました。地域の皆様からは、かわいい衣装とかわいい笑顔の子どもたちにやさしいお言葉とお菓子をいただきました。子どもたちはバッグにお菓子がいっぱいになり笑顔いっぱいでした。ご協力ありがとうございました。



航空機の運休日のお知らせ

令和7年1月の航空機は運休日がありますので、ご注意ください。
下記の日程は、60日点検及び脚交換整備の為、運休いたします。

令和7年1月6日（月）～ 令和7年1月25日（土）

ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします

農業者年金に加入しませんか？

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、**所得税や住民税等の節税**になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

お問い合わせ 粟国村農業委員会 電話 098-988-2033

粟国駐在所だより

年末年始の総合警戒実施中

年末年始は、事件事故が多い時期であり、気を付けなければなりません。特に、家を空ける時は、ガス栓の締め忘れ、戸締まり、暖房等の付けっぱなしや煙草の消し忘れに気を付けてください。

また、外出時は、事故に遭わないよう交通法令を守り、ゆとりのある運転を心がけ、歩行者優先をお願いします。

最後に、今年始めに発生した石川県での地震を他での出来事とは思わず、自分の身に起きた時は、命を守る行動ができるよう備えましょう。



令和6年 年末年始の交通安全県民運動

12月21日(土)～1月4日(土) 15日間

運動のスローガン
飲みません 今日私は私が
ハンドルキーパー

運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- ② こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

STOP!! 飲酒運転

沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会

栗国診療所

栗国診療所 診療時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前 受付 8:30～11:30 診療 9:00～12:00	○	○	○	○ (血液検査)	○	休 診	
午後 2:00～午後5:00	特殊外来	老人ホーム	特殊外来 予防接種	訪問診療	特殊外来		

- ① **一般外来**は午前診療のみであり、受付は**11:30**までですが、巡回診療にあたる日には**10:00**までとなりますので、島内放送で確認の上、早めの受診を心がけ下さい。
- ② **午後診療**は**特殊外来**（専門医巡回診療・外科処置・禁煙外来・健康診断）および**地域診療**（老人ホーム・訪問診療・予防接種・会議など）となります。**受診の希望がある場合には診療所まで連絡を下さい。**
- ③ 午前に重症患者やヘリ搬送患者が発生した際には、一般外来を午後に繰り下げて行います。
- ④ 診療内容によっては時間指定等することもありますので、電話にて確認下さい。

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属栗国診療所 電話 988-2003 ※時間外は119番へ

栗国郷友会敬老会

令和6年10月6日に73歳以上のご先輩の皆様をお招きして多年にわたり社会の進展に寄与なされたご功績に感謝し御長寿を祝う第51回敬老会がJ A真和志農協ホールにて行われました。招待者は51名、全体で85名の出席でした。

栗国郷友会 会長 玉寄貞一郎



村長日程表

R6年12月

- 5日(火) 出張 令和6年12月定例会
- 17日(火)～20日(金) 令和6年 第7回栗国村議会定例会(予定)

27日(金) 御用納め

R7年1月

6日(月) 御用始め

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

栗国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

- 固定資産税 第3期(納付期限) **12月27日(金)**
- 国民健康保険税 第6期(納付期限) **R7.1月6日(月)**
- 後期高齢者保険料 第6期(普通徴収) **R7.1月6日(月)**

※栗国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当:総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料 (担当:民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料 (担当:経済課 ☎988-2258)

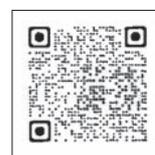
通帳と届出印、納税通知書や支払済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。栗国村内であれば栗国郵便局(988-2004)でも対応可能です。

危険物取扱者試験

- ☆試験日：令和7年2月16日(日)
- ☆試験の種類：甲種、乙種(第1類～第6類)、丙種
- ☆試験会場：琉球大学、沖縄工業高等専門学校、那覇工業高等学校、
宮古工業高等学校、八重山商工高等学校
- ☆願書受付期間：令和7年1月6日(月)～1月14日(火)
- ☆願書配布先：各消防本部予防課、県宮古事務所総務課、県八重山事務所総務課、
ジュンク堂書店那覇店、消防試験研究センター
※電子申請できます。ホームページをご覧ください!!



<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

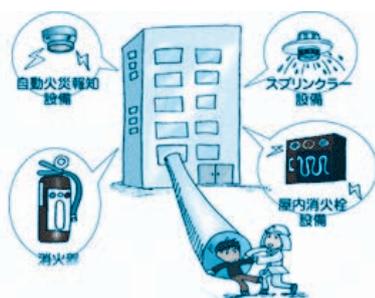


【お問合せ先】

(一財) 消防試験研究センター沖縄県支部
〒900-0029 那覇市旭町116-37 自治会館6階
TEL 098-941-5201

消防設備士試験

- ☆試験日：令和7年3月9日(日)
- ☆試験の種類：午前の部 乙種(第1類～第7類)
午後の部 甲種(特類、第1類～第5類)
- ☆試験会場：琉球大学 理学部
- ☆願書受付期間：令和7年1月28日(火)～2月6日(木)
- ☆願書配布先：各消防本部予防課、県宮古事務所総務課、県八重山事務所総務課、
ジュンク堂書店那覇店、消防試験研究センター
※電子申請できます。ホームページをご覧ください!!



<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



【お問合せ先】

(一財) 消防試験研究センター沖縄県支部
〒900-0029 那覇市旭町116-37 自治会館6階
TEL 098-941-5201

★★★社会福祉協議会だより★★★

*赤い羽根共同募金会粟国村分会の配分事業として、トーカチ・カジマヤーを迎えられた方10名に記念品をお配りしました。

*10月13日(日)10時半より、沖縄市のボランティアグループ「みんなのあそびば」主催による、イベント型子ども食堂がピジターセンターで開催されました。親子合わせて約50名が参加、ガチャポンをしたりポップコーンを作ったり、「島おからミートのピザ風タコス」「ウコンごはんのカレー」「おからのブラウニー」等の食事を楽しんでいました。

助産師による「いのちの話」もあり、皆さん真剣に聞き入っていました。



地域おこし協力隊だより

地域おこし協力隊の佐々木克佳です。

令和6年7月1日より協力隊活動を開始し、様々な経験体験をさせていただきました。感謝申し上げます★

あっという間の5ヶ月の中で、ヤガン折ユ目や釜マーイなど村行事への参加し粟国村の歴史や文化を勉強させていただきました。またツーリズムEXPOへ参加し粟国のPRのお手伝いさせていただきました。さらに観光協会にて、パークゴルフ大会やハロウィンパーティを企画運営し、皆さんと笑顔を共有することができました。

今後も色々な取り組みやイベントなどを企画して、皆さんと楽しい時間を過ごしたいと考えております。皆様のご支援、ご協力、ご参加をどうぞよろしくお願いいたします。



(地域おこし協力隊 佐々木克佳)

栗国村観光協会からのお知らせ

10/31 ハロウィンパーティー開催結果のご報告



観光協会主催で午後6時からハロウィンパーティーを開催しました。
 子供達や保護者の皆さんが“可愛い仮装”で来場♪
 観光協会のスタッフ全員「ミニオン」の仮装でお出迎え！
 参加者全員での記念撮影！！3つのゲームとBBQで大いに大盛り上がり！
 地域おこし協力隊の長村さん、四方さん特性シュークリームめちゃうちゃ美味しくて大好評
 子供達は自分で「黒糖蜜」をシュークリームにトッピングできて喜んでましたー！！
 来年はもっと多くの皆さんに参加して楽しんでもらえるパーティーにしたいと思います。



12/14～25 クリスマスイルミネーション開催します!! 12/14 (土) 午後6時の点灯式をぜひお越し下さい!!



観光協会ビジターセンター前など敷地内で、クリスマスイルミネーションが彩ります！
 期間中は、毎日点灯しますので、お好きな日、時間に訪れて、楽しんでください！
 過ごし方は自由です。写真を撮ったり、ゆったり眺めて過ごしたり、飲食持ち込みOKなので、
 お友達とワイワイするのもいいかも★ “大きなクリスマスツリーは必見です”



画像はイメージです

“喫茶まはな”の新メニューぜひご賞味ください

夕食弁当は日替わりで「唐揚げ」「とんかつ」「生姜焼き」「カツカレー」の4種類！
 午後3時までに予約で午後4時30分～午後5時は喫茶まはな、午後5時～午後6時は観光協会でお受け取り頂けます。抹茶プリンとアイスのデザートも大好評です！



12月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに・第一航空 運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。※航空便の変更等に関する放送はございませんので、第一航空（株）にお問合せ下さい。

日 旧暦	曜日	フェリー		航空便	行事予定	日 旧暦	曜日	フェリー		航空便	行事予定
		泊発	栗国発	那覇発 栗国発				泊発	栗国発	那覇発 栗国発	
1 11/1	日	9:30	13:45			17 11/17	火	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
2 11/2	月	9:30	13:45			18 11/18	水	9:30	13:45	那 9:00 栗 15:00	
3 11/3	火	9:30	13:45		足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～3時30分	19 11/19	木	9:30	13:45		健康相談 保健師室 午前9時～午前11時
4 11/4	水	9:30	13:45		健康相談 保健師室 午前9時～午前11時	20 11/20	金	9:30	13:45		
5 11/5	木	9:30	13:45			21 11/21	土	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	村民一斉CGG運動 学校運動場 午前9時～
6 11/6	金	9:30	13:45			22 11/22	日	9:30	13:45		
7 11/7	土	9:30	13:45			23 11/23	月	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
8 11/8	日	9:30	13:45			24 11/24	火	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
9 11/9	月	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00		25 11/25	水	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
10 11/10	火	9:30	13:45	那 9:00 栗 15:00	足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～3時30分	26 11/26	木	9:30	13:45		健康相談 保健師室 午前9時～午前11時
11 11/11	水	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00		27 11/27	金	9:30	13:45		御用納め
12 11/12	木	9:30	13:45		健康相談 保健師室 午前9時～午前11時	28 11/28	土	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
13 11/13	金	9:30	13:45			29 11/29	日	9:30	13:45		
14 11/14	土	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	点灯式 観光協会ビジターセンター 午後6時～	30 11/30	月	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
15 11/15	日	9:30	13:45			31 12/1	火	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00	
16 11/16	月	9:30	13:45	那 9:00 栗 11:00							

<p>【村運営バス・デマンド型乗合タクシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニー号（コミュニティバス） ・リかりか号（デマンド型乗合タクシー） <p>《専用電話》080-9852-7362</p> <p>上記以外のお問い合わせ</p> <p>《電話》098-988-2016</p>	<p>【航空機について】</p> <p>第一航空株式会社那覇営業所</p> <p>電話番号 098-859-5531</p> <p>運航日時：1日1往復 週3往復程度 (月・水・土曜日)</p>	<p>【民生委員】</p> <p>西地区担当：棚原 宏明氏</p> <p>東地区担当：安里 和雄氏</p> <p>浜地区担当：末吉 浩一氏</p>
<p>【船舶へのお問い合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗国村船舶課（7:30～17:15） ☎ 098-988-2495 ・那覇船舶事務所（8:00～17:00） ☎ 098-862-5553 	<p>【消費生活相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗国村民生課 ☎ 098-988-2017 ・消費者ホットライン ☎ 0570-064-370 	<p>【人権擁護委員】</p> <p>呉屋 貴美江氏</p> <p>【行政相談員】</p> <p>不在</p>